

第1回

大口町下水道事業経営審議会

令和3年6月11日

スケジュール

- 第1回(6月11日)
 - 1. 大口町公共下水道事業の概要
 - 2. 下水道事業経営の基本的考え方
 - 3. 経営状況について
- 第2回(8月頃)
 - 1. 企業会計移行について
(特別会計と企業会計の比較)
 - 2. 大口町の現行使用料について
 - 3. 他都市の事例整理・料金改定状況
 - 4. 財政収支の見通し
(人口動態、処理水量、建設計画等、減価償却の見通し)
- 第3回(11月頃)
 - 1. 基準内外繰入金の基準について
 - 2. 財政収支の見通しを考慮した適正な平均使用料単価
- 第4回(2月頃)
 - 1. 使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目し、使用料対象経費を各使用者群に配賦する。
 - 2. 基本使用料及び基本水量の有無、累進度の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い、使用料体系を構築する。

1. 大口町公共下水道事業の概要

下水道とは

◇下水道法第2条◇

一 **下水** 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「**汚水**」という。)又は**雨水**をいう。

二 **下水道** 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

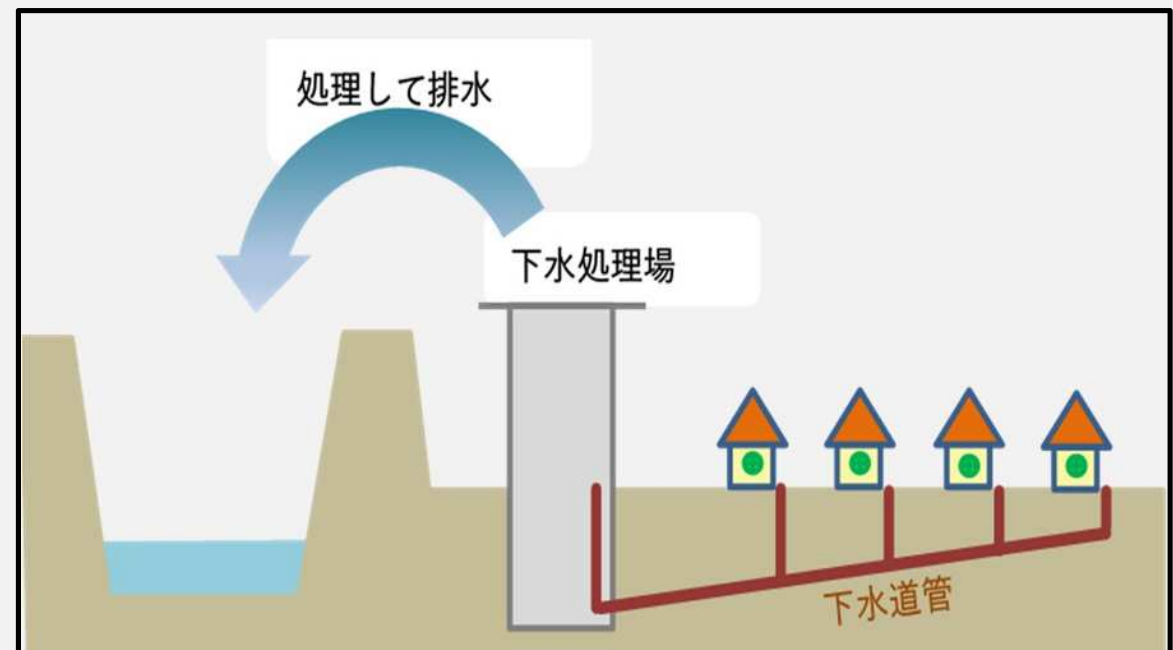


「汚水」と「雨水」を適切に処理または、排水するための施設のことである。

下水道は大きく「**汚水事業**」と「**雨水事業**」の2つに分類される。

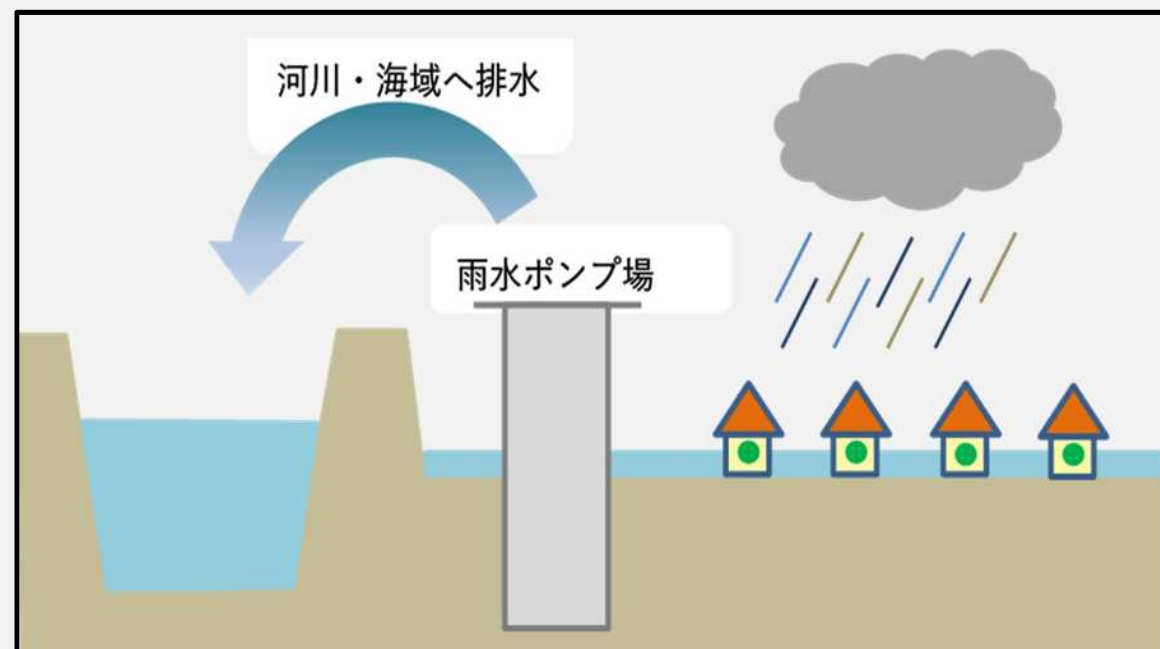
汚水事業とは

私たちが家庭で使い汚れてしまった水(汚水)は、屋内の排水管を通り下水道管に集められ、下水処理場まで運ばれ処理される。汚水をすみやかに排除する下水道が整備されることで、汚水が街の中を流れることがなくなり、街や河川、海が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生を防ぐことができる。



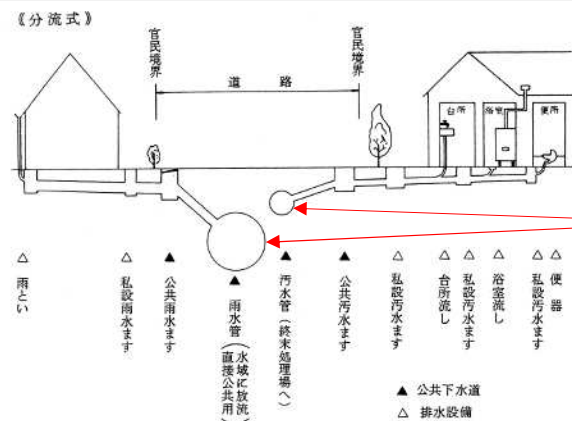
雨水事業とは

市街地の雨をすみやかに排除し、私たちの暮らしを守ること
も下水道の大きな役割である。大雨で街が浸水しないよう、
雨水排水施設で素早く排水する。

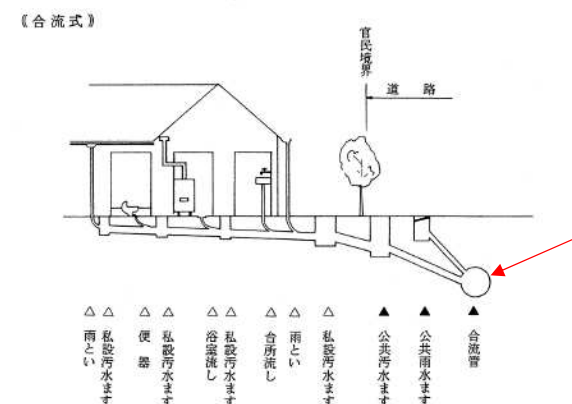


合流式下水道 と 分流式下水道

大口町の下水道は、**汚水**と**雨水**が別々の下水道管を流れる「**分流式下水道**」として整備している。分流式下水道は、雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないため、**水質汚濁防止上有利**となる。一方、合流式下水道は雨天時の流下流量が晴天時の一定倍率以上になると、**超過した流入水(汚水+雨水)**は**公共用水域に直接放流される構造**となっている。



汚水と雨水で
管が分かれている。
(大口町の下水道)



汚水と雨水が
同じ管である。

◇出典◇

国土交通省 下水道施設の構成と下水の排除方式

<https://www.mlit.go.jp/crd/sewerage/shikumi/kousei-haijo.html>

単独公共下水道 と 流域関連公共下水道

公共下水道とは下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道のことを言う。

公共下水道は大きく「**単独公共下水道**」と「**流域関連公共下水道**」に分類される。

◇単独公共下水道◇

1つの市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの。

◇流域関連公共下水道◇

2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの。

大口町は**流域関連公共下水道**にて事業を行っている。

流域関連公共下水道

◇五条川左岸浄化センター(愛知県)◇
対象市町(犬山市、小牧市、岩倉市、**大口町**)
処理区域面積(3,558ha)
接続人口(161,778人)
一日あたりの処理水量(75,311m³/日)



◇五条川右岸浄化センター(愛知県)◇
対象市町(一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、**大口町**、扶桑町)
処理区域面積(2,217ha)
接続人口(88,331人)
一日あたりの処理水量(25,735m³/日)



整備計画(汚水事業)

◇基本計画◇
(平成29年12月25日策定)

計画面積 666ha
(左岸326ha、右岸340ha)
(大口町全体の約50%)

行政人口 23,200人
計画処理人口 23,150人

◇進捗状況◇
整備面積 633ha
整備率 約95%
(※令和3年4月1日現在)

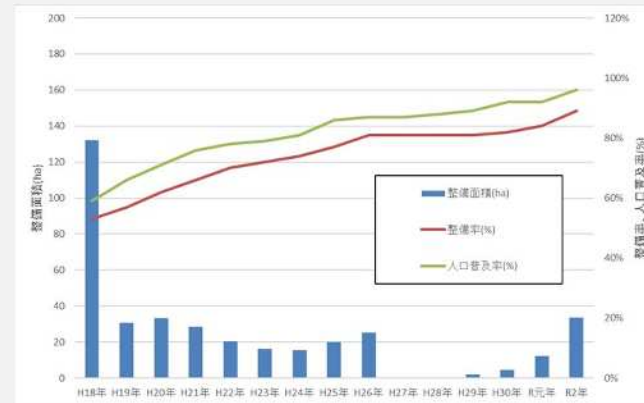
整備は概成している。

下水道基本計画一般平面図(汚水)



整備状況

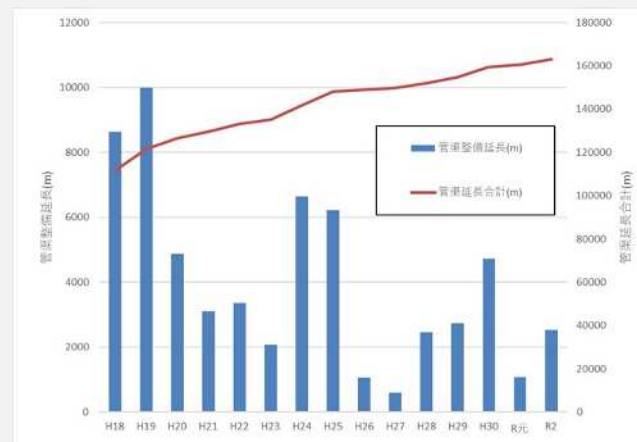
○整備面積、整備率、人口普及率の推移



令和2年度末時点は以下の通りである。

整備面積 633ha
 整備率 95%
 人口普及率 96%

○管渠延長の推移



令和2年度末時点は以下の通りである。

管渠延長合計 約165km

汚水事業の整備面積 と 整備率の推移

	整備面積	整備率	備考
昭和63年	0ha	0%	整備事業に着手
平成8年1月	94ha	14%	左岸供用開始
平成17年4月	218ha	33%	供用開始10年目
平成18年4月	350ha	53%	右岸供用開始
平成27年4月	540ha	81%	供用開始20年目
令和2年4月	593ha	89%	農業集落排水の接続
令和3年4月	633ha	95%	現在
令和5年4月	633ha	95%	企業会計の導入
令和7年4月	666ha	100%	見込み

污水管の維持管理

下水道管内の
清掃前の様子

⇒管に付着した汚
れが確認できる。
清掃を行わないと
管の詰まりが発生
する可能性がある。



下水道管内の
清掃後の様子

⇒付着した汚れを
落とすことができ、
定期的な清掃で管
の詰まりを防止で
きる。



下水道管の不具合
の様子

⇒劣化した管は改
築を行う必要があ
る。



住民が安心して下水道を利用するには、
適切な維持管理を行っていく必要がある。

2. 下水道事業経営の 基本的考え方

下水道事業の経営原則

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって継続していく「**独立採算制の原則**」が適用される。
- 下水道事業に係る経費の負担区分は、「**雨水公費・汚水私費**」が原則。ただし、汚水処理に要する経費の内、公共用水域の内、水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる**分流式下水道に要する経費**の一部などは、公的な便益も認められることから**公費により負担**。

独立採算の原則

◇(経費の負担の原則)地方公営企業法第17条の2第2項◇
地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**



「下水道使用料」を軸に自立性をもって事業を継続することが求められている。

雨水公費・汚水私費 の原則

◇第5次下水道財政研究委員会 (昭和60年7月)における費用負担の考え方。

⇒汚水経費については、公費で負担すべき費用を除き、**使用料の対象**とすることが妥当。

◇下水道使用料算定の基本的考え方 (昭和62年下水道管理指導室長通知)

○雨水に係る経費

⇒**資本費、維持管理費**ともに**公費負担**。

○汚水に係る経費(一般排水)

⇒資本費(国庫補助金及び受益者負担金徴収分に係るものを除くことを原則とする。)については、公費で負担すべき経費を除き**使用料の対象**とすることが妥当。

⇒**維持管理費**については、基本的には**私費負担**。

地方公営企業繰出金 について

令和3年度の地方公営企業繰出金について(通知)

総財公第27号

令和3年4月1日 通知

第8 下水道事業

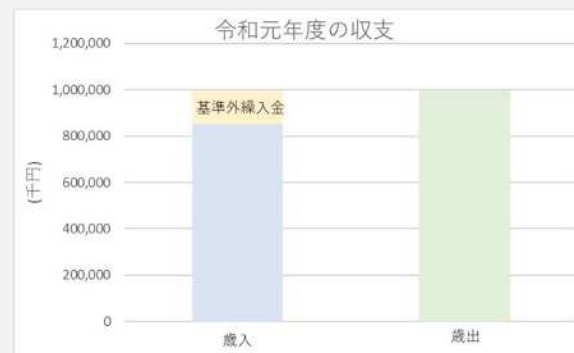
- 1 雨水処理に要する経費
- 2 分流式下水道等に要する経費
- 3 流域下水道の建設に要する経費
- 4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- 5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- 6 不明水の処理に要する経費
- 7 高度処理に要する経費
- 8 高資本費対策に要する経費
- 9 広域化・共同化に要する経費
- 10 地方公営企業法の適用に要する経費
- 11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
- 12 個別排水処理施設整備事業に要する経費
- 13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費

3. 経営状況について

過年度収支及び 将来の収支計画

(単位: 千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入		878,457	1,057,883	996,489
歳入の うち	使用料	298,686	321,413	327,831
	一般会計繰入金	442,536	471,901	368,532
	基準内繰入金	266,919	274,543	224,891
	基準外繰入金	175,617	197,358	143,641
歳出		878,457	1,057,883	996,489
歳入－歳出		0	0	0



収支上は歳入＝歳出となっているが、
下水道使用料で賄うべき費用の不足分を
「**基準外繰入金**」で補っている。

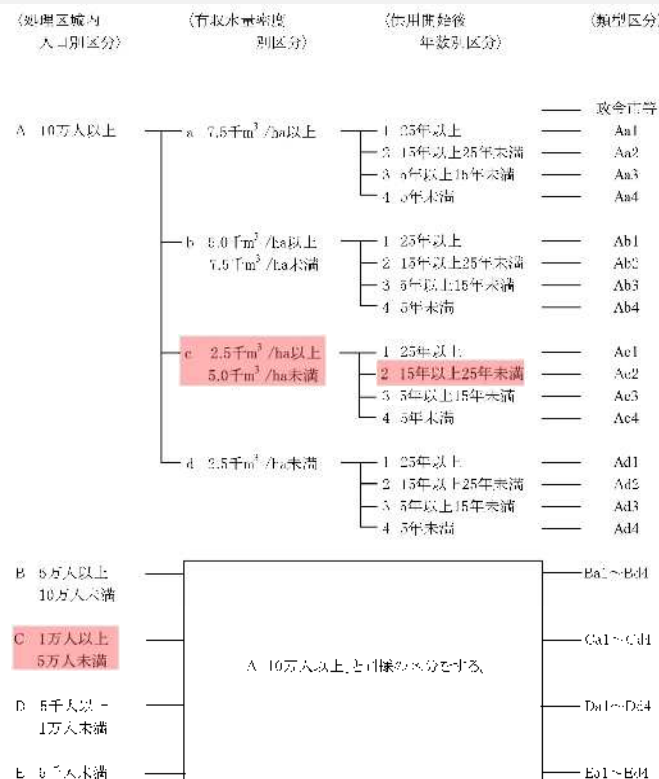
今後「**基準外繰入金**」を0とするために、
適正な下水道使用料収入を得ていく必要がある。

財務分析

地方財政状況調査より、全国及び類似団体と経営指標を比較し、大口町の課題を整理した。
主な課題は下記の3点である。

◇経営指標◇

①使用料単価 ②污水处理原価 ③経費回収率



類似団体(Cc2)
◇愛知県◇
常滑市、田原市

※類似団体は平成30年時点の
自治体のみ(法非適用)

総務省トップ＞政策＞地方行財政＞地方公営企業等＞地方公営企業決算
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html

大口町の課題① 使用料単価

使用料単価とは...

⇒使用料収入÷年間有収水量で計算される。

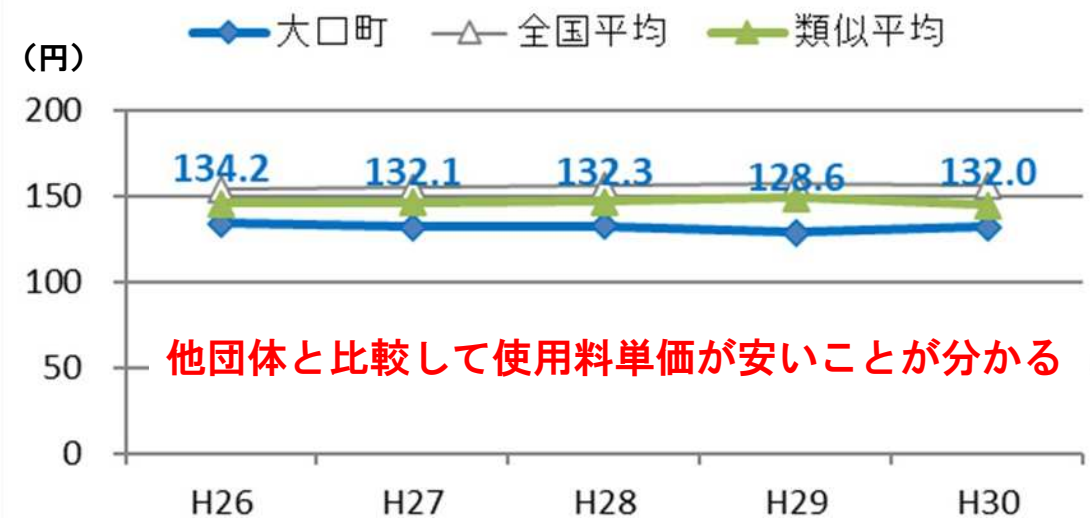
有収水量 1 m³ 当たり、**どのくらい収益を得ているかを示している。**

指標値(円)	132.0
順位(対全国)	210位/743団体
順位(対類似団体)	11位/32団体

区分	全国値	類似団体値
最大値(円)	296.2	225.0
最小値(円)	66.9	71.1
単純平均(円)	156.0	145.0

※順位は使用料単価の安い順である。

※類似団体は全国の類似団体を示している。



大口町の課題② 污水处理原価

污水处理原価とは...

⇒ 污水处理費 ÷ 年間有収水量で計算される。

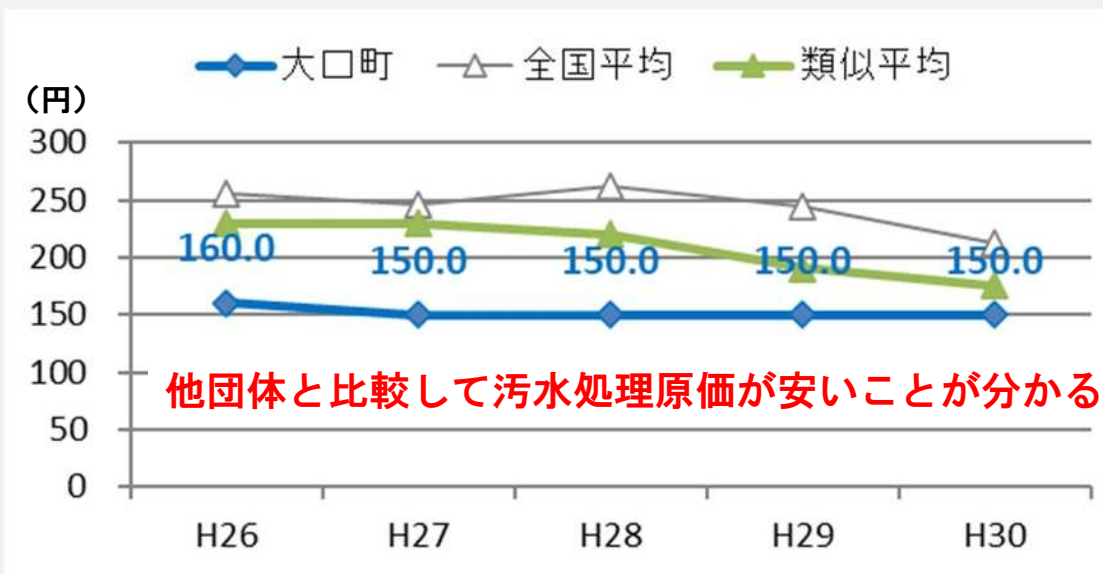
有収水量1m³当たり、**污水处理に要する費用**がどれくらい掛かっているかを示す数値。

指標値(円)	150.0
順位(対全国)	97位/743団体
順位(対類似団体)	4位/32団体

区分	全国値	類似団体値
最大値(円)	1,415.1	299.4
最小値(円)	56.3	139.1
単純平均(円)	212.8	175.8

※順位は污水处理原価の安い順である。

※類似団体は全国の類似団体を示している。



大口町の課題③ 経費回収率

経費回収率とは...

⇒使用料収入÷汚水処理費×100で計算される。

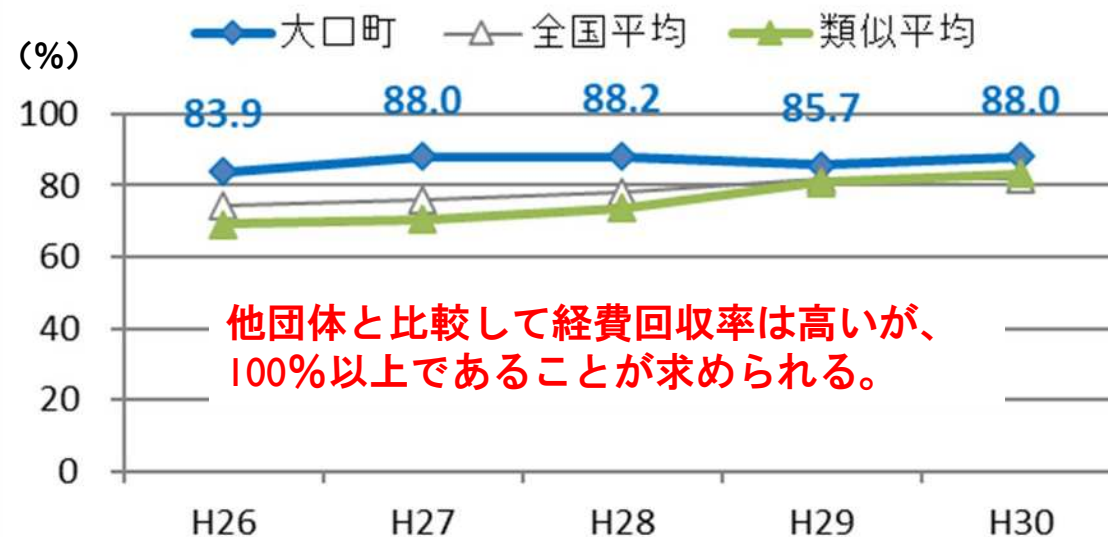
汚水処理に要した費用に対する、**使用料**による回収程度を示し、**100%以上であることが求められる。**

指標値(円)	88.0
順位(対全国)	330位/743団体
順位(対類似団体)	17位/32団体

区分	全国値	類似団体値
最大値(円)	224.1	123.9
最小値(円)	10.3	35.4
単純平均(円)	81.8	83.2

※順位は経費回収率の高い順である。

※類似団体は全国の類似団体を示している。



今後の方針

「下水道使用料」を軸に自立性をもって
事業を継続することを目標に以下の目標達成を目指す。

1. 経費回収率100%を目指す。
2. 基準外繰入金0を目指す。
3. 企業会計移行後を見据えた適切な料金の設定を行う。



今後の必要な投資額などを踏まえた、
適正な下水道使用料の設定が必要。